

キャッシングサービス条項

第28条 (キャッシングサービス)

1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。
 - (イ)当社又は当社の提携する金融機関等(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法。
 - (ロ)当社所定の手続きによりお支払い預金口座に振込む方法。
 - (ハ)その他当社が定める方法。
2. 1 回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。但し、前項(ロ)の方法による場合、及び当社が認める場合に限り 1,000 円単位とします。
3. 当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。
4. 約定支払日にご利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。
5. キャッシングサービスのご利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)は本人会員が負担するものとします。

第29条 (キャッシングサービスの利率等)

1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」と称します。)及び利息のお支払方法は、ご利用の都度、1 回払い(以下「キャッシング(1 回払い)」と称します。)又はリボルビング払い(以下「キャッシング(リボ)」と称します。)のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、お支払方法はキャッシング(1 回払い)に限ります。また、家族会員はキャッシング(1 回払い)に限りご利用できます。
2. 本人会員は、当社が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。
3. 利息は、毎月締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。但し、第1回目の利息は、ご利用日(キャッシング(1 回払い))についてはご利用日の翌日)から第1回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。
4. 本人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第19条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第30条 (キャッシングサービスの支払方法等)

1. キャッシング(1 回払い)の返済方法は元利一括返済方式とします。
2. キャッシング(リボ)の返済については次のとおりとします。
 - (イ)返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の 2 種類から選択するものと

します。

(ロ)毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第29条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、前月10日の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。

(ハ)当社所定の方法で申込、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

第31条 (早期返済の場合の特約)

本人会員は、約定支払日前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。

第32条 (ご利用・ご返済にかかる書面)

1. 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。
2. 前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することがあります。
3. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数、及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。